



性被害の実態調査アンケート

結果報告書②

～量的分析所感～

1. 回答者の属性

本調査の回答者年齢の平均は概ね30代であり、回答は20代から40代が最も多かった。しかし未成年、あるいは50代以上の回答も見られ、幅広い年代の人々が性被害を受け、そしてその現状を伝えたいと考えていることが推察される。

また本調査では、性別・性自認（ジェンダーアイデンティティ）について自由記述で回答を求めた。結果、女性からの回答が90%以上を占めていたが、それは実際に女性の被害が多いことを反映しているということだけではなく、一般社団法人Springに関心をもっている人に女性が多いこと、「男性や性的マイノリティの被害も積極的に答えてほしい」という旨の広報をしていなかったことも影響していると考えられる。男性や性的マイノリティは女性以上に被害が潜在化しやすく、暗数が多いことが知られており、支援環境が整っているとは未だ言い難い。そのため、相談や被害申告のハードルも高く、こうした調査においても、回答への抵抗が推察される。しかし一方で、性別・性自認への問いかけを自由記述にしたことで、Xジェンダーやノンバイナリーなど様々な記載が見られた。今回の報告書では性別・性自認ごとの分析は行っていないが、女性も男性も、そして性的マイノリティも、人々はジェンダーやセクシュアリティに関わらず被害に遭遇することが分かった。

2. 出来事内容および加害者属性等

出来事の内容としては回答全体では「衣服の上から身体を触られた」「衣服の下から身体を触られた」という出来事が多く見られた。また、「挿入を伴う被害」（1274件）のうち208件で同時に「下着や裸を撮影された」に回答されていること、撮影されたと回答した428件中、純粋に「撮影のみ」の被害は64件であることから、同意なく撮影される行為は「挿入を伴う被害」やその他の身体を触る被害と同時に起きている場合が多いことがわかった。そして「その他」に書かれていた回答内容は多様であり、性暴力は単に身体接触を伴うものだけではなく、精液をかけられる、そばで自慰行為をされる、匂いがかがれる、卑猥なことを言われるなど多岐にわたることが明らかになった。こうした行為もまた「性暴力」であることを、社会に伝えていく必要はあるだろう。

被害時の年齢については、7歳から12歳、および20歳から29歳の被害が多いが、それは13歳から19歳までの年齢について中学生年齢、高校生年齢、高校卒業年齢と細かく分けているためであり、13歳から19歳までを合計すると、その年代の被害も多い。回答者の年齢が20代から40代が多い影響もあるが被害は概ね20代ごろまでが多く、しかし50代、60代での被害も見られ、様々な年齢で被害に遭うことがわかった。

被害の概ね半数弱は継続的な被害であり、かつ、1年以内に終わる被害が多いとはいえ、10年以上被害が継続する場合も見られた。回答時点でも被害継続中という回答も見られ、性暴力がいかに繰り返される被害であるか、また被害から抜け出すことが難しいかが推察される。

加害者の人数は一人による犯行が多いが、複数人での犯行も1割～2割程度見られる。また、特に「体に触れる」被害は加害者の人数が不明な場合もあり、加害者をはっきりと把握できない状況、例えば電車の中や屋外などでの被害が多いことも考えられる。これは、加害者の性別の記載において、「体に触れる」被害は加害者の性別が不明と回答したものが他の被害よりも多かったこと、加害者との関係において見知らぬ人からの被害が多いことから、推測される。なお、加害者の性別は男性が多いが、女性である場合や男女両方である場合も見られる。

加害者との関係は被害全体では見知らぬ人が多いが、「挿入を伴う被害」の場合は見知った人である場合が多い。同居父や兄弟姉妹、親戚など親族関係者、あるいはパートナーという回答も多く、「挿入を伴う被害」が家庭内など身近な環境で発生していることがわかる。被害時の状態や加害者の言動は後に詳述する。

3. 被害認識および相談や刑事手続について

自分の身に起きたことをすぐに「被害」だと認識できたかどうかについては、約半数が認識できなかったと述べている。特に「挿入を伴う」被害の場合は6割が被害後すぐには「被害」だと認識できていない。その後被害だと認識するまでにかかる年数も平均で7年程度と、自分の身に起きたことを性暴力被害であると認識するまでに長い年月がかかっている。身近な人に被害を打ち明けたことのある件数は6割から7割であり、3割から4割の被害は、調査の時点でもなお、被害を身近な人に打ち明けていない。相談するまでには平均で5～6年かかっており、10年以上かかる場合も見られる。専門家への相談や警察への相談は8割以上の出来事においてされていない。相談行動が行われたとしても、それまでに長い年月が過ぎていることも少なくない。

以上のことから、これまで平成29年度内閣府（2018）等の調査でも明らかになっていた通り、発生している性暴力の多くは警察に届け出られず、暗数になっていることが推察される。本調査の回答者は、性暴力の刑法改正に関心をもつ人である場合が多く、自身の身に起きたことを回答時点では被害だと認識し、アンケートを通して伝えようと思う人々である。そうした人々でさえ、3割から4割の人々が被害を人に相談していない。ましてや身近な人以外には、さらに多くの人が打ち明けたことがないだろう。性暴力について話をする際に「日本では性暴力は少ない」「自分は性暴力を周囲から聞いたことがない」という意見が述べられることもあるが、性暴力はほとんどが人に知られておらず、公的なデータにも上がってこない被害であることが、アンケートの結果からも明らかである。

また、「被害に遭った経験の一部あるいはすべてについて、記憶を無くしていた、思い出せなかった時期があったかどうか」という問いに、2割程度の人が「はい」と回答している。衝撃的な出来事の記憶を喪失することを精神医学では「解離性健忘」等と呼ぶが、そうした状態が見られる人々が存在することが分かる。

「被害に遭った後になぜすぐに相談しないのか」「被害に遭った後にすぐに警察に相談に行かないのは、同意だったからではないか」といった言葉は二次被害の典型であるが、今回のデータからは、被害が起きてすぐに被害だと認識でき、身近な人や警察に相談できる人のほうが少なく、多くの場合には、自分の身に起きたことを被害だと認識できず、さらには記憶がなくなっている場合もあり、被害を人に相談するには大きなハードルがあることが明らかになった。

さらに、警察に相談したとしても、被害届が受理された件数は相談した中の約半数であり、そのうち検察で起訴された数はごく僅かであり、裁判で有罪になった数は、1200件以上の「挿入を伴う被害」では8件、3000件以上の「体に触れられる」被害では29件である。本調査は無作為抽出ではないために言及に限界があるとはいえ、性暴力のうち現在の日本で司法の中で裁かれているものがごく僅かであることは推察されるだろう。

4. 現在の刑法改正をめぐる検討点について

本調査の結果を、現在の刑法改正をめぐる検討点から概観し検討する。

4-1. 暴行脅迫要件・抗拒不能要件・不同意性交をめぐる

本調査の結果、「挿入を伴う被害」の場合、被害時年齢が12歳までの回答では、被害者の状態として「自分に起きていることが良く分からない状態であった」という回答件数とその年齢の被害の8割に見られた。13歳以上の回答では、「相手に合わせないと、あるいは相手を受け入れないと、安全が守られない／ひどい目に遭うと思った」という回答のほかは、被害時に驚いたり逃げられないと思ったり、恐怖を感じたりして「身体が動かない状態」だったという回答が多かった。

一方、加害者の言動では、被害時年齢が12歳までの回答では、何も言わなかった場合や、騙して死に連れ込むと言った項目の回答が多く、13歳から19歳ではそれに加えて、予想していない言動をしたという項目での回答が多い。30歳以降では、「加害者はその行為を愛情表現だと言っていた」という項目の回答率が増える。そしてすべての年齢で、徐々に身体接触を増やしていったという回答が多かった。しかしいずれの年代の場合にも、明確な暴力や脅迫、凶器の使用はそれほど多くない。

被害が子どものときの場合には自分の身に起きていることが良く分からず、13歳以上の場合には加害者に合わせないといけないと恐怖を感じていたり、身体がフリーズ状態にある回答が多かった。しかし加害者の言動では、暴行脅迫が特別多いわけではない。このことから、被害者は多くの場合、明確な暴力や脅迫、凶器の使用がなくとも恐怖を感じていたり、戸惑ったりし、身体が動かない状態になっていると考えられる。被害の際に身体が動かなくなる状態について、近年はTonic immobility（持続性不動状態）という言葉で説明されており、スウェーデンの調査では被害時に8割の人がTonic immobilityを経験していたとされるが（Moller et al., 2017）、本調査の結果からも、相当数の被害者が被害時に身体が動かない状態を経験していることが推察される。また、加害者の言動からは、徐々に身体接触を増やす、騙す、自分の行為を正当化するなど、徐々に被害者を追い詰め、被害者の抵抗を抑圧し、加害後には自分の行為を正当化するという、エントラップメント（齋藤・大竹, 2020）のプロセスがうかがえた。

現在の暴行脅迫要件や抗拒不能要件は、「不同意である」ことを客観的に示すための要件であるとされるが、「あなたが同意していないのにされた性的言動」を「性被害」とした上で「挿入を伴う被害」について尋ねたところ、上記のような結果が得られている。本調査は、刑法改正を目指す一般社団法人Springの調査であり、結果の解釈には一定の限界もあるとは考えられるが、少なくとも、今回得られた1200件以上の「挿入を伴う被害」において、明確な暴力や脅迫、凶器の使用が少ないこと、徐々に身体接触を増やすグルーミング的手法、突然の性加害や予想外の言動といった被害者の戸惑いを利用する行動、相手を騙す行動、社会的に不利な立場におかれる、あるいは秘密をばらすと言った明確な脅しよりも広範囲な脅しを用いた行動や力関係、相手の脆弱性を利用した行動などがみられていることは、事実として受け止める必要があると考えられる。

4-2. 地位関係性を利用した性暴力

本調査では、挿入を伴う被害において、家庭や親族内の被害、あるいは見知った人からの被害が多いことが明らかになった。12歳以下の被害では監護者を含む近親者による被害も多く、また被害は継続している場合もある。20代ではパートナー、知人、上司や取引先関係者といった見知った人からの被害が多くなっている。また、加害者が親や親の恋人・親族である場合には、被害について「良く分からない状態」であることが多いが、見知った人が相手の場合には「受け入

れないとひどい目に遭う」といった何らかの力関係や脅しの利用をうかがわせる回答が最も多い。

現行法では被害者が13歳未満の場合、性交に同意しているかどうかは問われず強制性交等罪が成立する。しかし性的虐待など継続した被害の場合、13歳未満の出来事は公訴時効や記憶の問題で立証できず、性交同意が問題になる年齢での出来事で立件されることも多い。しかし性的虐待では、被害が継続される中で抵抗する意欲は奪われ、暴行脅迫がなくとも容易に加害が行われる。13歳未満で親や親の恋人・親族から被害を受け、その後被害が数年継続した場合には、事件として立件することが難しくなる可能性がある。従って子どもの場合には、現在の監護者性交等罪の監護者に加え、親の恋人や親族を検討する必要もあるだろう。

20代以上の場合には、上司や取引先の関係者、パートナーなど地位関係性を利用した被害を検討することも重要である。一方、20代30代の「見知った人」は知人である場合も多く、この場合、上司部下などの分かりやすい地位関係性の利用のみならず、相手の脆弱性やマイノリティ性の利用、地位以外の部分で作られた力関係の利用なども考えられる。

また、13歳から15歳までは教職員や塾や習い事の教職員から被害に遭う者も一定数おり、知人からの被害も多く、理解力等に差のある大人から被害に遭いやすいこの年齢について、どのように守っていくかを考えることも重要であろう。

4-3. 性交同意年齢について

性交同意年齢は、性被害の実態調査アンケート結果報告書①に記されている通り、回答者の多くは12歳ころに性交を知ったが、リスクなども認識した上で性交に同意できる年齢は18歳や20歳、という回答が得られた。性交に同意するという事は、単に性交を知ることではない。性交に伴う身体や心のリスクを知り、相手との対等な関係性の在り方を知り、自分の意思や感情を把握した上で、同意は行われる。性交同意年齢が13歳未満という現状は、リスクを判断できず性交についてのみ知っている子どもたちに同意の責任を負わせることになる。

なお、12歳ごろに性交を知るということは、学校教育よりも以前に、おそらく大人たちが認識しているよりも早くに、性交を知ることである。学校教育で教えられていない知識をどこで入手するかを考えると、友人同士の話や書籍、現在ではSNSなどが考えられる。子どもたちが不適切な形、誤った形で性について知る以前に、学校で適切に性教育が行われることが望まれる。

また、被害経験年齢と加害者との関係性については、15歳ごろまでは監護者や親類からの被害が多く、徐々に教育者や友人知人、見知らぬ人からの被害が増えていく。特に**4-2. 地位関係性を利用した性暴力**でも記した通り、学校や塾の教職員など、監護者や親類以外の大人からの被害は多く、子どもたちを大人の性的搾取から保護するための施策の検討が必要である。

4-4. 公訴時効について

すでにこれまで述べてきたとおり、「挿入を伴う被害」について、自分の身に起きたことを被害だと認識できない場合は稀ではない。また、記憶が失われていることもある。被害を被害だと認識できるまでにかかる年数は平均7.46年であり、被害の認識に11年以上かかるという回答も、7歳以上の場合、1割から2割程度の人々に見られた。現在の日本の刑法では、強制性交等罪の公訴時効は10年である。本調査の結果からは、被害を被害だと認識できないうちに、公訴時効の大半が過ぎてしまう場合が確かに存在していることがわかる。また、記憶の喪失についても同様である。

性暴力は、平成29年度内閣府（2018）の調査にも示されている通り、被害だと認識できていたとしても、警察で何を言われるか不安であることや、被害について恥ずかしいと思うことから、

警察に届け出られないことが多い。まして、自分の身に起きたことを被害だと認識できなければ、警察に届け出るという選択肢すら浮かばない。特に子どもの場合は、被害認識に11年以上かかった場合が4割を超えている。警察に届け出ようと思うことが出来ずに公訴時効の大半を過ぎてしまうことは、大きな問題であると考えられる。

4-5. IPV（親密な関係における暴力）について

今回の調査では、「恋人・配偶者・パートナー」から「挿入を伴う被害」を受けたという回答が123件あった。「挿入を伴う被害」全体の約1割であり、特に18歳から30歳でよく見られている。

結果に記載のないことを所感に書くことはマナーに違反しているが、加害者が「恋人・配偶者・パートナー」であった場合、警察に被害届が受理された件数は12件、起訴された件数は0件であった。また、被害に遭った時にすぐにそのことを「被害」だと認識できたという回答は26件（21%）であった。

そもそも「挿入を伴う被害」で警察に被害届が受理された件数は104件、起訴されたという回答は9件のみであり、「恋人・配偶者・パートナー」が際立って刑事事件にならないということではない。しかし「挿入を伴う被害」全体で被害に遭った時にすぐそのことを「被害」だと認識できたという回答は456件（35.8%）であり、「恋人・配偶者・パートナー」は21%であったことから、被害だと気づきにくい可能性も考えられる。親密な関係性の中で行われる同意のない性的行為も性暴力である、ということは、社会に広く啓発していく必要があるだろう。

5. 性被害の実態調査の結果から

これまで、量的調査の結果、および量的調査の結果から、現在の性犯罪刑法改正の論点について考えられることを述べてきた。今回の調査でまず重要なことは、3週間という短い調査期間にも関わらず、5899件もの性暴力被害に関する報告が寄せられたという事実である。当初、調査を始めるにあたり、調査チームは200程度の回答を想定していた。しかし調査を始めたその日のうちに予想を大きく上回る回答が得られた。本調査は、法改正を目指すロビイング団体であるSpringが行ったものであり、刑法改正について検討するために性暴力被害の実態を明らかにすること、そしてそれを社会に届けることを目指して行われる旨が、アンケート開始の説明にも書かれている。一人の人が経験した複数の出来事について別々に回答ができるとはいえ、性暴力被害の実態を知ってほしい、社会を変えたいと願う声がこれだけあることは、真摯に受け止める必要があるだろう。

また、調査結果から明らかになった性暴力被害の実態は、現在の法制度から乖離していることも分かった。警察に届け出られない被害は多く、ましてや裁判の場にあがらない被害は非常に多い。被害の多くは暴力や脅迫が伴わない。被害者は自分の身に起きたことを被害だと認識できず届出できない。つまり、裁判にまで至っている被害はごく僅かであり、判例に基づいて性暴力被害を捉えることは困難だと考えられる。実際の性暴力被害は、現在の暴行脅迫要件や抗拒不能要件の範囲では捉えられない出来事が多く、すぐに警察に届出することは難しい。法の間隙に落ちている被害が多数存在しているという、その一端が垣間見える結果であったと言える。

そして、社会には性暴力は「突然」「見知らぬ人に」というイメージが未だ根強く残っているが、特に挿入を伴う被害の多くは、家庭内や親族間、あるいは見知った人によって起こっている。それは突然行われることもあるが、徐々に体を触られる状態が進行していく場合も多い。性暴力は社会が認識しているよりも多様な形態で発生しており、特に「見知った人に」「追い詰められるように段階的に」行われるものが多いことは、広く社会に伝えて行く必要がある。

6. 本調査の限界と今後の展望

本調査について、その結果の一般化には限界があることも事実である。調査は無作為に抽出されたものではなく、性暴力被害の実態を社会に届けたい、あるいは法改正を実現したいと思った人々の回答が多く集まったと考えられる。従って、被害後すぐに警察に届け出をし、二次被害を受けることなく裁判を終えた、社会や司法への不信を抱かずに終わった出来事については、回答されていない可能性もある。しかし一方で、被害内容についてアンケートに回答することは精神的負荷の高いことであり、精神状態が深刻な状態にあり、アンケートに回答することも出来なかった人もいよう。そうした、本調査に回答されていない出来事についても、今後考えていく必要がある。

WEBアンケートの手法をとったことによっても、本調査に回答できなかった人々がいると考えられる。日本語の理解が難しい外国人、スマートフォンやPCを操作することが難しい人などである。回答者が障がいを持っているかどうかについては「被害者の状態」の一環としてしか尋ねていないが、障がい者の回答も少なかった可能性もある。また、男性や性的マイノリティの被害については、男性の回答が少ないこと、ジェンダーアイデンティティやセクシュアリティについて明確に尋ねていないこともあり、掴みきれてはいない。

この調査は性暴力被害の実態を表しているものであるが、この内容が全てではなく、明らかにならない性暴力被害が未だ多くあることは、忘れてはならないだろう。

また、今回の調査は、法改正の実現を目指すSpringの調査であるため、回答結果については法務省で行われている性犯罪に関する刑事法検討会に提出することを目指しており、分析に十分時間をかけることが出来ていない。WEB調査という手法の限界があるとはいえ、5899件もの回答は性暴力被害の実態を明らかにするために貴重なデータである。今後、より精緻な分析を行っていくことが望まれる。

7. 最後に

筆者は、「性暴力被害の実態を刑法改正の場に届けたい」という一般社団法人Springの要請にこたえる形で、本調査に協力させていただいた。まずは、貴重な機会に参加させていただいたことにお礼申し上げたい。

また、本調査は、回答者の協力なくしては成り立たないものであった。アンケート内容は、当事者が当事者の目線で実態を把握することが出来るように努め、回答しやすい文言などについても、SpringスタッフやOneVoiceメンバーと何度も話し合った。できる限り負担を軽減することを心掛けたとはいえ、被害内容を回答するためには被害を思い出さなければならない。それは、回答者によっては、アンケート回答の手をたびたび止めざるを得ない苦しさをもたらしたかもしれない。それでも、社会に被害の実態を伝えたい、性暴力被害のない社会にしたいという思いが、この回答には込められている。量的調査のまとめは、どうしても数字を追うことになりやすいが、この数字の裏に一人一人の被害当事者がいることを忘れず、このアンケートの持つ重みを忘れずにいたいと思っている。

調査にご協力くださった皆様に、心より感謝を申し上げます。

8. 参考文献

1. 内閣府（2018）『男女間における暴力に関する調査』（平成29年度）
（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html,
2010.10.25）
2. M€OLLER.,A , S€ONDERGAARD.H.P., HELSTR€OM.L., (2017), Nordic Federation of Societies of Obstetrics and Gynecology, Acta Obstetricia et Gynecologica Scandinavica 96. 932–938.
3. 齋藤梓・大竹裕子編著（2020）『性暴力被害の実際 被害はどのように起き、どう回復するのか』，金剛出版.

参考資料・アンケート調査内容

【アンケート説明文】

私たち Spring は、性被害当事者が生きやすい社会を目指して活動しています。

今の刑法では、暴行脅迫を伴った場合など限られたケースしか性犯罪を訴える事ができませんが、私たちは性被害の実態に即した刑法になるよう、改正を求めています。

現在、法務省は「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催して、刑法の見直しが必要かどうか検討しています。今回、検討会に性被害／性暴力被害の実態を伝えたいと考え、アンケートを実施することといたしました。

アンケートへの回答はご負担かと思いますが、ご協力いただけますと大変ありがたいです。アンケートは、多くは選択式であり、約 10 分～20 分で終了する内容となっております。

性暴力は日常的に発生し、多くの人が様々な被害にたびたび遭っています。しかし本調査では、調査手法の限界もあり、一回の回答では、ひとつ（あるいは継続的な被害の場合はそのひとまとまり）の被害について、お答えいただくことになります。

ご協力をいただけるかたは、このページをよくお読みください。そして、同意いただける場合にはチェックボックスにチェックをした上で、次のページに進んでください。

【調査へのご協力について】

この調査では、あなた自身、また、あなた自身に起きた性被害についてお尋ねします。

（ここでは、性被害とは、同意をしていないのにされた性的言動をさします）

- ・この先の質問では、被害内容を具体的に質問します。そのため、負担に感じる場合もあるかもしれません。心身の状態が悪化した場合には、回答をやめ、休む時間を取ってください。
- ・または、あなたが安心できる人にそばにいてもらったり、好きな音楽をかけたり、好きなアロマを炊いたりして、あなたがリラックスできる状態になって、こころの準備が整ってから回答することもご検討ください。
- ・決して無理をせず、あなたのこころとからだを一番大切にしてください。
- ・当団体としては直接のケアをすることができません。各ページから、相談先の一覧のページへと進むこともできますので、ご活用いただければと思います。

- ワンストップ支援センター一覧
- 全国被害者支援ネットワーク

【プライバシーについて】

- ・この調査では、年齢と性別以外、個人が特定される内容はうかがいません。
- ・回答の内容の多くの項目は、統計的にまとめられます。
- ・自由に記述いただく場合にも、個人が特定されかねない情報が含まれていた場合、すべて削除した上で公表いたします。

【アンケート質問項目】

あなた自身について

Q1 現在の年齢をご記入ください 【自由記述回答】

Q2 あなたの性別または性自認をご記入ください 【自由記述回答】

あなた自身に起きた性被害について

*はじめに書きました通り、調査手法上、1回の回答では、ひとつ（あるいは継続的な被害の場合にはそのひとまとまり）の被害について、お答えください。

Q3 その出来事は、以下のうち、どのような出来事でしたか？【複数選択可能】

- ・加害者の性器、胸等を見させられた加害者に下着や裸を撮影された
- ・加害者の性器、胸等を触らせられた 加害者に衣服の上から身体を触られた
- ・加害者に服を無理やり脱がされた／脱がさせられた加害者に衣服の下にあたる部分の身体を触られた
- ・加害者に身体の一部や異物を口や肛門、膣に挿入された／させられた
- ・上記のいずれにも当てはまらない場合には、この項目を選んでください。具体的にお書きいただける場合は、ご記入ください。

Q4 その出来事は、何歳の時に起きた出来事ですか？ 【自由記述回答】

継続して被害に遭われたかたは、最初の被害の時の年齢をお答え下さい

Q5 継続的な被害の場合には、その被害が終わった年齢をお書きください 【自由記述回答】

*今も継続している場合には「0」とお書きください。

Q6 加害者は一人でしたか、複数でしたか？

- ・一人
- ・複数
- ・不明

Q7 加害者の性別を記入してください 【自由記述回答】

Q8 加害者と自分の関係性について、下記の中から一つ選んでください。あるいは、その他の欄に自由にお書きください。

- ・同居している父(実父継父)
- ・同居している母(実母継母)
- ・別居している父(実父継父)
- ・別居している母(実母継母) 親の恋人
- ・兄弟姉妹
- ・親戚(祖父母おじおばいなど) 配偶者／パートナー／恋人
- ・保育園や幼稚園、小中高、大学の先生や職員塾や習い事などの先生
- ・友人知人

- ・児童生徒学生時代の先輩児童生徒学生時代の後輩
- ・就職活動で知り合ったOBOG等仕事の上司
- ・仕事の取引先、客など逆らいにくい関係者
- ・自分がかかっていた医療機関の医療看護職心理職自分の居住していた福祉施設の職員
- ・自分の通っていた福祉施設の職員
- ・上記のいずれにも当てはまらない場合は具体的にお書きください

Q9 被害のときに、被害者がどのような状態にあるかを尋ねる項目となります。被害はそもそも関係性や文脈の中で発生する場合も多いとは承知していますが、今回は選択式のアンケートの形をとりました。下記の中から、当てはまるものがありましたら選択ください。被害者のすべての状態を羅列することは困難でしたので、当てはまるものがないと思われた場合には、選択肢の最後の欄に、自由にお書きください。なお、当然ではありますが、被害者がどのような状態であっても、意に反した性的言動は性暴力であり、悪いのは加害者です。【複数選択可能】

- ・あなたは愛情表現だと思っていた
- ・あなたはスキンシップの延長だと思っていた
- ・あなたは自分に行われていることが何か、良く分からない状態だった
- ・あなたは相手や相手が言っていることを信じていた（例：先生の言うことは正しいと思った、何もしないと信じていたなど）
- ・相手が自分より上の立場だったので断れなかった
- ・相手に合わせないと、あるいは相手を受け入れないと、安全が守られない／ひどい目に遭うと思った
- ・自分の身に起きていることを誰かに知られたくないと思って抵抗が難しかった
- ・予想していない言動があつて驚いた／どう反応してよいか分からなかった／身体が動かなかった
- ・逃げられないと思って身体が動かなかった
- ・怖くて身体が動かなかった
- ・脅されていたので相手を拒否することが難しかった
- ・現実ではないような感じがした／自分が切り離されているような感じがした
- ・（薬やお酒等の影響ではなく）意識がなかった、あるいは眠っていた
- ・（薬やお酒等の影響で）意識がなかった、あるいは眠っていた・お酒を飲んで酔っていた
- ・頭痛薬、安定剤、睡眠薬などを服薬していて／服薬させられていて、意識が朦朧としていた
- ・持病や怪我があり、とっさの判断や行動がとれなかった
- ・身体的な障害があった
- ・知的な障害があった
- ・精神的な障害があった
- ・経済的、学業的、人間関係その他の問題で相手に対して「従うしかない」という状況にあった
- ・逆らったら、自分の秘密がばらされるために「従うしかない」という状況にあった
- ・上記の項目以外の状態にあった

Q10 あなたが被害にあったとき、もしくは被害にあう前、加害者はどのような行動をとりましたか？あなたが加害者の行動をどのように受け取ったかという視点で、当てはまるものを選択してください。なお、加害者の言動のすべてを記載することは困難でしたので、当てはまるものがないと

思われた場合には、選択肢の最後の欄に自由にお書きください。【複数選択可能】

- ・加害者はその行為を愛情表現だと言っていた
- ・加害者はだんだんと身体を触る/触らせる行為を増やしていった
- ・加害者は、自分のしていることが正しいことだと言っていた
- ・加害者は、「お前が悪い」などあなたに罪悪感を持たせるような言動をした
- ・加害者は、こちらが予想していない言動をした
- ・何も言わず、突然あなたに性加害をした
- ・あなたをだまして、人から見えない場所/人のいない場所に連れ込んだ
- ・あなたをだまして、性的行為に誘導した
- ・あなたに性的行為を行うように命令した
- ・あなたをとつぜん連れ去った
- ・密室に閉じ込めて、あなたの行動を制限した
- ・あなたに対して直接暴力はふるっていないが、怒鳴ったり、物を叩いたりした
- ・逆らったら、身体的、経済的、あるいは学業的に不利な立場に立つと思わされる言動を、加害者がとった
- ・逆らったら、あなたの秘密がばらされると思わされる言動を、相手をとった
- ・被害以前に繰り返し暴力・束縛を行った(身体的虐待、身体的DVなど)
- ・凶器は使用していないが、脅迫や暴力を行った
- ・凶器を使用していた
- ・上記の項目以外の行動をとった

Q11 あなたは被害に遭った時、すぐにそのことを「被害」だと認識できましたか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q12 あなたは何歳のときに、そのことを「被害」だと認識できましたか？

【自由記述回答】

Q13 あなたは被害について、身近な人(家族や友人、パートナー、知人など)に被害を打ち明けたことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q14 はじめて身近な誰かに打ち明けたのは、何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q15 あなたは被害後に、身体の状態について病院に相談したことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q16 はじめて病院に相談したのは、何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q17 あなたは被害について、専門家や支援機関に相談したことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q18 はじめて専門家や支援機関に相談したのは、何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q15 あなたは被害後に、身体の状態について病院に相談したことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q16 はじめて病院に相談したのは、何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q17 あなたは被害について、専門家や支援機関に相談したことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q18 はじめて専門家や支援機関に相談したのは、何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q19 あなたは被害について、警察に相談したことはありますか？

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合

Q20 警察に相談したのは何歳の時でしたか？

【自由記述回答】

Q21 警察に相談したかたは、被害について、以下の項目であてはまるものにチェックを付けてください【複数選択可能】

- ・警察で被害届が受理された
- ・警察で被害届が受理されなかった／被害届の存在を知らされなかった
- ・検察で起訴された
- ・検察で不起訴になった
- ・裁判で有罪になった
- ・裁判で無罪になった

Q22 あなたは被害に遭った経験の一部、あるいはすべてについて、記憶をなくしていた、あるいは思い出せなかった時期がありますか？（ショックのあまり記憶をなくしていた、頭を打って無くしていたなど、様々な場合を含みます）

- ・はい
- ・いいえ

→「はい」の場合 被害についての概ねの記憶が戻った年齢をお書きください

*まだ大半の記憶が戻っていないというかたは、「0」とお書きください。

【自由記述回答】

Q24 性交とはどのような行為か、明確に知ったのは何歳ですか？【自由記述回答】

Q25 あなたが思う、性交に伴うリスクも認識した上で、相手と同等の関係で性交に同意できる年齢は何歳だと思いますか？【自由記述回答】

アンケートはここで終わりですが、もしもさらにご協力いただける場合には、次の質問にも回答いただけますと有難いです。

被害を人に相談したり、警察に届け出やすい社会になるためには、どのような変化が必要だと思いますか。あなたのご意見をお書きください。【自由記述回答】

